

(証券コード 1827)

平成21年6月10日

株 主 各 位

東京都千代田区九段北四丁目2番28号

株式会社 **ナカノフドー建設**

取締役社長 橋 本 武 典

第67回定時株主総会招集ご通知

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第67回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、平成21年6月25日（木曜日）午後5時15分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成21年6月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区九段北四丁目2番28号
当社本店7階会議室

3. 株主総会の目的事項

- 報告事項
1. 第67期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第67期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- | | |
|-------|-----------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役3名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査役2名選任の件 |

(お願い)

- ◎当日総会にご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

- ◎招集通知添付書類ならびに株主総会参考書類の記載事項を修正する必要が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.wave-nakano.co.jp/>) に掲載させていただきます。

- ◎株主総会終了後、株主懇談会を開催いたしますので、併せてご出席くださいますようお願い申し上げます。

以 上

事業報告

(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度の我が国経済は、昨年秋の米国金融機関の破綻を契機に、世界的な信用収縮が加速度的に進み、資金調達環境が悪化する等、国内経済に深刻な影響を与え、景気の先行き不透明感を払拭することができない状況となりました。

建設業界におきましては、世界経済の悪化に伴い民間設備投資の計画中止や延期等が相次ぐなか、建設需要の縮小傾向が顕著となり、また、不動産業者の経営破綻等が多発し、予断を許さない大変厳しい経営環境となりました。

このような状況の中、当社グループは、前期よりスタートいたしました「中期経営計画」の達成に向け、全力で努力を重ね、優先株式28億円の全額償還を達成する等、着実にその成果を上げてまいりました。また、信用収縮が著しい不動産事業関連の受注に対する資金回収リスクを回避するため、与信管理を徹底し選別受注を強化する等の方針転換を行い、全役職員一丸となって経営環境の変化に対応してまいりました。その結果、当期の業績は以下のとおりとなりました。

当連結会計年度の建設受注高は、1,253億3千3百万円(前期比108億9千9百万円減)となりました。また、個別の建設受注高は、1,017億4千2百万円(前期比3億9百万円減)であります。

当期受注の主なものは、個別では荻窪団地(先工区)建築その他「発注者 独立行政法人都市再生機構」、国立国際医療センター国府台病院肝炎・免疫研究センター整備その他「発注者 国立国際医療センター国府台病院」、株式会社日本デキシー真岡工場新築「発注者 株式会社日本デキシー」、(仮称)シルバー病院移転新築「発注者 財団法人シルバーリハビリテーション協会」、株式会社スズケン千葉物流センター新築「発注者 株式会社スズケン」などです。また、連結子会社では、レイクサイドコンドミニアム新築(シンガポール)「発注者 フレイザーズセ

ンターポイント」、三菱化学OPC工場増築（シンガポール）「発注者 三菱化学株式会社」、シマノ倉庫新築（マレーシア）「発注者 シマノバイシクル」、デンソー工場第2期（インドネシア）「発注者 株式会社デンソー」などを受注いたしました。

当連結会計年度の売上高は、建設事業1,151億5千万円（前期比5億4千5百万円増）に不動産事業他14億4千3百万円（前期比3億1千2百万円減）をあわせ、1,165億9千3百万円（前期比2億3千3百万円増）を計上いたしました。また、個別売上高は、建設事業879億5千7百万円（前期比60億7千9百万円減）に不動産事業9億5千9百万円（前期比7千1百万円減）をあわせ889億1千7百万円（前期比63億7千7百万円減）となりました。

当期完成工事の主なものは、個別では東京入国管理局横浜支局新営（建築）「発注者 法務省」、（仮称）新台東病院新築「発注者 東京都台東区」、宝仙学園短期大学1・2号館及び中学校・高等学校3号校舎建替「発注者 学校法人 宝仙学園」、（仮称）ケーズデンキ藤沢本店新築「発注者 株式会社ケーズホールディングス」、株式会社タダノ千葉工場新築「発注者 株式会社タダノ」などでありま
す。また、連結子会社では、住金物産コイルセンター第2期新築（タイ）「発注者 住金物産株式会社」、コニカミノルタ・第2期マレーシア工場新築（マレーシア）「発注者 コニカミノルタガラステックマレーシア」、ヤマハモーターエレクトロニクスインドネシア工場増築（インドネシア）「発注者 ヤマハモーターエレクトロニクスインドネシア」、デンソー工場第2期（インドネシア）「発注者 株式会社デンソー」などあります。

以上の結果、連結の次期繰越工事高は1,457億9千3百万円（前期比101億8千3百万円増）、個別の次期繰越工事高は、1,164億5千5百万円（前期比137億8千5百万円増）となりました。

当連結会計年度の損益面におきましては、営業利益は29億2百万円（前期比2億1千5百万円増）、経常利益は26億5千万円（前期比1億1千3百万円増）、当期純利益は17億6千8百万円となりました。また、個別は営業利益17億6千9百万円（前期比3千万円減）、経常利益19億1千

4百万円（前期比1億6千3百万円増）、当期純利益13億円（前期比2億2千万円減）となりました。

以上のとおり、当連結会計年度の業績は当初の目標をほぼ達成することができました。

<受注高・売上高・繰越高>

① 連結

（単位：百万円）

区 分	前期繰越高	当期受注高	当期売上高	次期繰越高	
建設事業	国内	102,162	100,761	87,201	115,722
	海外	33,447	24,571	27,948	30,070
	計	135,609	125,333	115,150	145,793
不動産事業	—	—	1,402	—	
その他の事業	—	—	41	—	
合 計	135,609	125,333	116,593	145,793	

② 個別

（単位：百万円）

区 分	前期繰越高	当期受注高	当期売上高	次期繰越高	
建設事業	建築	100,719	100,069	85,475	115,312
	土木	1,950	1,673	2,481	1,142
	計	102,669	101,742	87,957	116,455
不動産事業	—	—	959	—	
合 計	102,669	101,742	88,917	116,455	

(2) 設備投資および資金調達の状況

特記すべき重要な設備投資および資金調達はありません。

(3) 財産および損益の状況の推移

（単位：百万円）

区 分	第64期 (平成17年度)	第65期 (平成18年度)	第66期 (平成19年度)	第67期 (当連結会計年度) (平成20年度)
受 注 高	101,168	127,069	136,232	125,333
売 上 高	88,285	101,702	116,360	116,593
当 期 純 利 益	681	953	1,767	1,768
1株当たり当期純利益	19.78円	26.75円	50.47円	51.40円
総 資 産	63,550	78,087	73,542	80,725
純 資 産	10,386	11,583	11,285	10,140

(注) 1. 「1株当たり当期純利益」は期中平均株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数に基づいて算出しております。

2. 第65期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号 平成17年12月9日）および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日）を適用しております。

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く環境は、「100年に一度の経済不況」と呼ばれる厳しい経済状況に直面しており、多数の企業で生産調整が行われ雇用環境が悪化する等、実体経済の悪化は深刻さを増しております。

このような状況の中、国内建設事業では、当社グループの中核事業としての事業規模を維持し、引き続き採算性の向上による利益確保に努め、また、当期新たに方針を見直しましたリスク管理の徹底と営業力の強化を推進し、工事資金収支を改善すること等により経営基盤の安定化を図ることが、中期経営計画の最終年度となる第68期の重要課題であると認識しております。

一方、海外建設事業では、海外事業本部を一層強化し、激変する世界経済の中にあって、事業展開している国々の固有の状況を的確に把握して、ビジネスチャンスへと繋げる等、安定的な受注と利益の確保を目指します。

また、工事の安全管理の徹底と環境保全活動の推進を積極的に展開し、企業の社会的責任を果たしていくとともに、内部統制システムのさらなる強化を進め、法令や社会規範に則った会社運営に努めてまいります。

今後も厳しい経営環境が続くものと予測されますが、当社グループ役職員一同、「社業を健全にすることが全てを解決する」の社是の言葉のもと、業績の向上と安定的な利益を確保できる企業体質の強化に引き続き邁進してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも何卒倍旧のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容

当社グループは、当社、国内子会社5社および海外子会社7社により構成されており、建設事業および不動産事業を主な内容として事業活動を展開しております。国内および東南アジアでは総合建設業を、北米では不動産事業を主として営んでおります。

(6) 主要な事業所

① 当社の主要な事業所

国内	本店（東京都千代田区九段北四丁目2番28号） 東京本店（東京都千代田区）東北支社（仙台市） 名古屋支社（名古屋市）大阪支社（大阪市） 九州支社（福岡市）土木支店（東京都千代田区） 北海道支店（札幌市）東関東支店（千葉市） 北関東支店（さいたま市）横浜支店（横浜市） 茨城支店（土浦市）台東支店（東京都台東区） 北東北支店（八戸市）
海外	ハノイ駐在員事務所（ベトナム） ホーチミン駐在員事務所（ベトナム）

- (注) 1. 平成20年4月1日付をもって、岐阜営業所を廃止いたしました。
2. 平成21年3月10日付をもって、兵庫営業所を新設いたしました。
3. 平成21年3月31日付をもって、神戸支店を廃止いたしました。

② 子会社の主要な事業所

国内	株式会社ナカノテック（東京都新宿区） 中野開発株式会社（兵庫県尼崎市）
海外	ナカノシンガポール(PTE.)LTD.（シンガポール） ナカノインターナショナルCORP.（アメリカ） PT. インドナカノ（インドネシア） タイナカノCO.,LTD.（タイ） ナカノコンストラクションSDN. BHD.（マレーシア）

(7) 従業員の状況

① 連結

従業員数	前連結会計年度末比増減
1,122名	32名減

(注) 上記従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員であります。

② 個別

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
810名	5名減	44.8歳	15.3年

(注) 上記従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員であります。

(8) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権の所有割合	主要な事業内容
株式会社ナカノテック	20百万円	100	建設事業
中野開発株式会社	100百万円	100	不動産事業
ナカノシンガポール(PTE.)LTD.	7,000千S\$	100	建設事業
ナカノインターナショナルCORP.	15,555千US\$	100	不動産事業
P.T. インドナカノ	300,000千RP	100 (100)	建設事業
タイナカノCO.,LTD.	15,000千B	49 (49)	建設事業
ナカノコンストラクションSDN.BHD.	750千M\$	27 (27)	建設事業

- (注) 1. 主要な事業内容欄には、事業の種類別セグメントの名称を記載しております。
2. 議決権の所有割合()内は、間接所有割合で内数であります。
3. タイナカノCO.,LTD.とナカノコンストラクションSDN.BHD.は、当社の持分は100分の50以下であります。実質的に支配しているため子会社としております。

上記の重要な子会社7社を含む連結子会社は12社であります。

(9) 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社三菱東京UFJ銀行	6,382
三菱UFJ信託銀行株式会社	2,226
株式会社横浜銀行	1,260
株式会社みずほコーポレート銀行	1,000
株式会社福島銀行	420

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数
 普通株式 154,792,300株
 第I種優先株式 5,600,000株
- (2) 発行済株式の総数
 普通株式 34,498,097株
 第I種優先株式 —
- (3) 株主数
 普通株式 4,756名
 第I種優先株式 —
- (4) 発行済株式の総数の10分の1以上の数の株式を保有する大株主（該当の株主は2名ですが、持株数上位10名の株主の状況は下記のとおりであります。）

株 主 名	当社への出資状況	
	持 株 数	出 資 比 率
財 団 法 人 大 島 育 英 会	6,756 ^{千株}	19.64%
関 東 興 業 株 式 会 社	3,600	10.47
大 島 義 和	3,072	8.93
マ リ ー ン 興 業 株 式 会 社	2,000	5.81
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	1,647	4.79
株 式 会 社 M B サ ー ビ ス	1,200	3.49
有 田 信 子	1,170	3.40
ナ カ ノ 従 業 員 持 株 会	883	2.57
日 本 ト ラ ス テ ィ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口 4 G)	730	2.12
ナ カ ノ 友 愛 会 投 資 会	596	1.73

(注) 上記出資比率は、自己株式（98,757株）を控除して計算しております。

- (5) その他株式に関する重要な事項
 平成20年6月27日開催の第66回定時株主総会および同日開催の取締役会決議により取得および消却した自己株式
- 取得および消却した株式の種類 第I種優先株式
 - 取得および消却した株式の数 3,600,000株
 - 取得価額の総額 1,922,400,000円
 - 取得した相手方および株数
 株式会社三菱東京UFJ銀行 2,443,000株
 三菱UFJ信託銀行株式会社 1,157,000株
 - 取得および消却日 平成20年7月4日

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役

地 位	氏 名	担当又は他の法人等の代表状況等
取締役名誉会長	大 島 義 和	財団法人大島育英会理事長 東京都建設業厚生年金基金理事長
代表取締役社長	橋 本 武 典	
取 締 役	笹 裕	専務執行役員
取 締 役	浅 井 晶	専務執行役員
取 締 役	溝 口 五 郎	常務執行役員
取 締 役	中 野 功一郎	常務執行役員
取 締 役	黒 河 利 秀	常務執行役員
○取 締 役	安 広 誠	常務執行役員
○取 締 役	迫 宗 和	常務執行役員
常 勤 監 査 役	河 野 勝	
○常 勤 監 査 役	渡 邊 唯 好	
監 査 役	杉 本 博 嗣	
監 査 役	佐 藤 俊 一	

- (注) 1. ○印は、平成20年6月27日開催の第66回定時株主総会において、新たに選任され、就任した取締役および監査役であります。
2. 監査役のうち河野 勝および佐藤俊一の両氏は、社外監査役であります。
3. 平成20年6月27日開催の第66回定時株主総会終結の時をもって、取締役渡邊唯好氏は辞任いたしました。

(2) 執行役員

役 位	氏 名	担当又は主な役職
専務執行役員取締役	笹 裕	海外事業本部長
専務執行役員取締役	浅 井 晶	国内建設事業本部長 総務部担当
常務執行役員取締役	溝 口 五 郎	国内建設事業本部事業統轄部長
常務執行役員取締役	中 野 功一郎	経理部担当
常務執行役員取締役	黒 河 利 秀	経営企画部担当
常務執行役員取締役	安 広 誠	海外事業本部副本部長兼海外事業本部建設部長
常務執行役員取締役	迫 宗 和	東京本店長
常務執行役員	望 月 藤 一	東京副本店長
常務執行役員	山 下 登志治	大阪支社長
執行役員	宇田川 清	株式会社ナカノテック社長
執行役員	久保田 恒 夫	国内建設事業本部事業統轄副部長
執行役員	三ツ木 武 夫	国内建設事業本部事業統轄副部長
執行役員	竹 谷 紀 之	東京本店リニューアル統轄部長
執行役員	服 部 智	タイナカノCO., LTD. 社長
執行役員	山 田 博	大阪支社副支社長
執行役員	廣 瀬 泰 雄	大阪支社副支社長
執行役員	川 口 法 男	ナカノシンガポール (PTE.) LTD. 社長
執行役員	荒 木 克 洋	東京本店業務統轄部長
執行役員	奥 山 晶 市	東京本店第一工事部長
執行役員	杉 浦 優	ナカノコンストラクションSDN. BHD. 社長

- (注) 1. 平成20年4月1日付で、荒木克洋氏が執行役員に就任いたしました。
2. 平成20年10月1日付で、奥山晶市、杉浦 優の両氏が執行役員にそれぞれ就任いたしました。
3. 平成21年4月1日付で、専務執行役員浅井 晶氏が副社長執行役員に就任いたしました。
4. 平成21年4月1日付で、常務執行役員迫 宗和、望月藤一、山下登志治の3氏がそれぞれ専務執行役員に就任いたしました。
5. 平成21年4月1日付で、執行役員川口法男氏が常務執行役員に就任いたしました。
6. 平成21年4月1日付で、菅谷昭彦氏が執行役員に就任いたしました。
7. 当期中の退任執行役員

氏 名	退任時の役位
溝 口 五 郎	常務執行役員 (平成21年3月31日退任)
久保田 恒 夫	執行役員 (平成21年3月31日退任)
三ツ木 武 夫	執行役員 (平成21年3月31日退任)

(3) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	人 数	報酬等の総額
取 締 役 (うち社外取締役)	11名 (-)	335百万円 (-)
監 査 役 (うち社外監査役)	5 (2)	38 (21)
合 計	16	373

- (注) 1. 上記人数には、平成20年6月27日開催の第66回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名および監査役1名を含んでおります。
2. 上記報酬等の額には、当事業年度における役員退職慰労引当金の増加額115百万円（取締役110百万円、監査役4百万円（うち社外監査役2百万円））が含まれております。
3. 上記報酬等の額のほか、平成20年6月27日開催の第66回定時株主総会決議に基づき、退任取締役2名に対し25百万円、退任監査役1名に対し11百万円の役員退職慰労金を支給しております。
4. 当社は、平成20年6月27日開催の第66回定時株主総会において役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給について決議しており、総額で180百万円（取締役7名に対し166百万円、監査役3名に対し13百万円（うち社外監査役2名に対し11百万円））の役員退職慰労金を各役員の退任時に支給する予定であります。なお、役員退職慰労金制度廃止に伴い、役員退職慰労引当金を全額取崩し、未払いである役員退職慰労金については「固定負債」の「その他」に含めて計上しております。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の会社の社外役員の兼任状況

社外監査役佐藤俊一氏は、パイオニア株式会社の社外取締役を兼任しております。

② 当事業年度における主な活動状況

社外監査役河野 勝氏は、当事業年度開催の取締役会18回全てに出席し、議案の意思決定過程で適宜意見を述べております。また、当事業年度開催の監査役会15回全てに出席し、常勤監査役として、業務執行会議その他重要会議等の状況のほか、監査の実施状況および結果について報告を行うと共に、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

社外監査役佐藤俊一氏は、当事業年度開催の取締役会18回のうち17回出席し、議案の意思決定過程で適宜意見を述べております。また、当事業年度開催の監査役会15回全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

③ 社外監査役との責任限定契約状況

当社は、社外監査役として広く登用を可能にし、期待される役割を發揮できるよう、現行定款において、

社外監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲内に限定する契約を締結できる旨を定めております。この定めにより、社外監査役佐藤俊一氏は、当社との間で当該責任限定契約を締結しております。その契約内容の概要は次のとおりであります。

社外監査役佐藤俊一氏は、本契約締結後、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として当社に対し損害賠償責任を負担するものとし、責任限度額を超える部分については、当然に免責されるものとする。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

和泉監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

① 当社が支払うべき報酬等の額	28百万円
② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	28百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会の同意又は請求により、会計監査人の解任又は不再任に関する議題を株主総会に提案いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

① 当社は、法の遵守はもとより、高い倫理観をもつ品位ある企業として社会に信頼され、また社会に貢献するため、社是を基本理念とする行動憲章を定め、コンプライアンス体制維持の基本原則としております。

② 当社は、コンプライアンス担当部署として、コンプライアンス室を設置し、コンプライアンスに関する教育、

指導を充実させ、職務執行が法令、定款および当社諸規程に適合しているかチェックを行い、不断の努力によりコンプライアンス体制の維持・向上に努めます。

- ③ 当社は、コンプライアンス体制の実効性を高めるため、内部通報制度を導入しております。
 - ④ 当社は、反社会的勢力および団体との一切の関係を排除することを行動憲章に明記し、コンプライアンス・マニュアルの全役職員への配布、不当要求に関する対応研修会の開催および対応窓口の整備等により全社的なバックアップ体制を整えております。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
- ① 当社は、取締役の職務執行に係る情報・文書（電磁的記録を含む。以下、同じ。）の取扱いは、当社文書管理規程およびその他の規程に従い適切に保存し管理しております。
 - ② 当社は、取締役の職務執行に係る情報・文書を取締役および監査役が常時閲覧可能な体制となっております。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ① 当社は、全社的なリスク管理が適切に行われているかを業務監査部が統括して行っております。
 - ② 業務監査部は、各担当部署が抽出したリスクについて分析し、全社的な見地から効果的にリスクを把握できる体制となっております。
 - ③ 業務監査部が行う内部監査によって発見されたリスクは、適宜定められた手順により取締役会および監査役会に報告されております。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 当社は、執行役員制度を導入しており、経営上重要な意思決定・監督機能と業務執行を分離することにより、業務の効率化を図っております。
 - ② 当社は、中期計画および単年度計画を策定しており、執行役員はその達成に向けて業務を遂行し、取締役会においてその進捗状況を管理しております。
 - ③ 当社は、取締役会の下に取締役社長が議長を務める業務執行会議を設け、取締役会での経営判断が効率的となるよう事前協議を行っております。
- (5) 当社ならびに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 当社は、国内においては経営企画部、海外においては海外事業本部がそれぞれ子会社の業務遂行状況を把握しております。

- ② 当社は、子会社との間で定期的に会議を開催し、情報の伝達および共有化を図る体制となっております。
 - ③ 当社と子会社間の取引は適正に行われており、また必要に応じ業務監査を行う体制となっております。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- ① 当社は、監査役からの要請があった場合には補助すべき使用人（以下、「監査役担当」という。）を選任できることとします。
- (7) 監査役職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ① 監査役担当の人事異動等については、事前に監査役会に報告し、了承を得ることとします。
 - ② 監査役担当は、他の業務を兼務することなく、監査役指揮命令の下職務を遂行し、また、その評価について監査役の意見を尊重することとします。
- (8) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ① 常勤監査役は、取締役会に出席するだけでなく、週1回開催される業務執行会議に出席し、業務執行上の重要な情報を適時入手し意見を述べるができる体制となっております。
 - ② 当社役員は、各監査役の要請に応じて必要な報告および情報提供を行っております。
 - ③ 当社は、業務監査の状況および内部通報制度の通報状況を監査役に速やかに報告できる体制を構築しております。
- (9) その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 当社は、業務監査部およびコンプライアンス室と監査役会との間で密接な連携をとり、監査役監査が実効的に行われる体制となっております。
- (10) 財務報告の信頼性を確保するための体制
- ① 当社ならびに子会社から成る企業集団は、財務報告の適正性および信頼性を確保するための体制を構築し、適切な運用に努めるとともに、その体制の整備・運用状況を定期的に評価し、維持、改善を図ることとします。

(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成21年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
項 目	金 額	項 目	金 額
流 動 資 産	60,339	流 動 負 債	62,858
現金預金	11,432	支払手形・工事未払金等	31,983
受取手形・完成工事収入金等	27,652	1年内償還予定の社債	100
未成工事支出金	18,988	短期借入金	7,348
不動産事業支出金	470	未払法人税等	143
材料貯蔵品	39	未成工事受入金	21,089
繰延税金資産	796	完成工事補償引当金	150
未収入金	506	工事損失引当金	191
その他	1,085	賞与引当金	790
貸倒引当金	△632	その他	1,062
固 定 資 産	20,386	固 定 負 債	7,726
有形固定資産	16,261	社 債	800
建物・構築物	4,928	長期借入金	4,860
機械・運搬具・工具器具・備品	480	繰延税金負債	122
土地	10,852	退職給付引当金	646
建設仮勘定	0	負ののれん	228
無形固定資産	144	その他	1,068
借地権	110	負債合計	70,584
その他	34	純 資 産 の 部	
投資その他の資産	3,979	株 主 資 本	11,572
投資有価証券	2,302	資本金	5,061
長期貸付金	507	資本剰余金	1,400
破産債権、更生債権等	612	利益剰余金	5,136
繰延税金資産	831	自己株式	△25
その他	352	評価・換算差額等	△1,758
貸倒引当金	△628	その他有価証券 評価差額金	37
		為替換算調整勘定	△1,795
		少数株主持分	326
		純 資 産 合 計	10,140
資 産 合 計	80,725	負債純資産合計	80,725

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 平成20年4月1日)
(至 平成21年3月31日)

(単位：百万円)

項 目	金	額
売 上 高		
完成工事高	115,150	
不動産事業売上高	1,402	
その他の事業売上高	41	116,593
売 上 原 価		
完成工事原価	107,521	
不動産事業売上原価	516	
その他の事業売上原価	24	108,062
売 上 総 利 益		
完成工事総利益	7,629	
不動産事業総利益	885	
その他の事業総利益	17	8,531
販売費及び一般管理費		5,628
営 業 利 益		2,902
営 業 外 収 益		
受取利息配当金額	137	
負ののれん償却額	57	
その他	20	215
営 業 外 費 用		
支払利息	312	
その他	155	467
経 常 利 益		2,650
特 別 利 益		
償却債権取立益	28	
その他	5	33
特 別 損 失		
減損損	31	
貸倒引当金繰入額	419	
投資有価証券評価損	184	
その他	25	660
税金等調整前当期純利益		2,023
法人税、住民税及び事業税	327	
過年度法人税等戻入額	△160	
法人税等調整額	△63	104
少数株主利益		151
当 期 純 利 益		1,768

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 平成20年4月1日
至 平成21年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成20年3月31日 残 高	5,061	1,400	5,527	△23	11,966
連結会計年度中の 変 動 額					
剰余金の配当			△237		△237
当期純利益			1,768		1,768
自己株式の取得				△1,924	△1,924
自己株式の消却			△1,922	1,922	—
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の 変動額(純額)					
連結会計年度中の 変動額合計	—	—	△391	△2	△393
平成21年3月31日 残 高	5,061	1,400	5,136	△25	11,572

	評価・換算差額等			少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計		
平成20年3月31日 残 高	306	△1,498	△1,192	511	11,285
連結会計年度中の 変 動 額					
剰余金の配当					△237
当期純利益					1,768
自己株式の取得					△1,924
自己株式の消却					—
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の 変動額(純額)	△268	△297	△566	△184	△751
連結会計年度中の 変動額合計	△268	△297	△566	△184	△1,144
平成21年3月31日 残 高	37	△1,795	△1,758	326	10,140

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

I 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数および主要な連結子会社の名称

①連結子会社の数 12社

全ての子会社を連結の範囲に含めております。

②主要な連結子会社の名称

株式会社ナカノテック、中野開発株式会社、ナカノシンガポール(PTE.)LTD.、ナカノインターナショナルCORP.、PT. インドナカノ、タイナカノCO.,LTD.、ナカノコンストラクションSDN. BHD.

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用しない関連会社

会社の名称

株式会社リズムックヒルズ赤羽

株式会社城北シンフォニア

ネクストコートハウス立川PFI株式会社

(2) 持分法を適用しない理由

持分法を適用しない関連会社は、当期純損益および利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち中野咨詢(上海)有限公司の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、連結決算日3月31日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

①有価証券

満期保有目的の債券……………償却原価法(定額法)

その他有価証券

時価のあるもの……………決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの……………移動平均法による原価法

②たな卸資産

未成工事支出金……………個別法による原価法

販売用不動産および不動産事業支出金…個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。)

材料貯蔵品……………最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

当社および国内連結子会社は定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法によっております。

なお、耐用年数および残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

在外連結子会社は、主として定額法によっております。

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

当社および国内連結子会社は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

また、在外連結子会社は、個別債権の回収不能見込額を計上しております。

②完成工事補償引当金

当社および国内連結子会社は、完成工事に係るかし担保の費用に備えるため、過年度の実績に基づき当連結会計年度の完成工事に対する将来の見積補償額を計上しております。

③工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末手持工事のうち重要な損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積ることができる工事について損失見込額を計上しております。

④賞与引当金

当社および国内連結子会社は、従業員に対し支給する賞与の支払に充てるため、実際支給見込額を基礎として当連結会計年度に対応する額を計上しております。

⑤退職給付引当金

当社および一部の在外連結子会社は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

①完成工事高の計上基準

完成工事高の計上は、工事完成基準によっておりますが、当社所定の基準に該当する長期大型工事については工事進行基準によっております。

また、在外連結子会社は主として工事進行基準によっております。

なお、工事進行基準によった完成工事高は29,685百万円であります。

②重要なヘッジ会計の方法

当社は、借入金の金利変動リスクを回避するため金利スワップ取引を行っており、特例処理を採用しております。

③消費税等の会計処理

消費税および地方消費税に相当する額の会計処理は、税抜方式によっております。

5. 連結子会社の資産および負債の評価に関する事項

連結子会社の資産および負債の評価は、全面時価評価法によっております。

6. のれんおよび負ののれんの償却に関する事項

5年間で均等償却しております。

(会計方針の変更)

1. 重要な資産の評価基準および評価方法の変更

たな卸資産

従来、販売用不動産および不動産事業支出金は個別法による低価法、材料貯蔵品は最終仕入原価法による原価法によっておりましたが、「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日）が適用されたことに伴い、販売用不動産および不動産事業支出金は個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）、材料貯蔵品は最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

これによる損益に与える影響はありません。

2. 「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用

「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」（実務対応報告第18号 平成18年5月17日）を適用しております。

これによる損益に与える影響はありません。

3. リース取引に関する会計基準の適用

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当連結会計年度より、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成5年6月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年3月30日改正））および「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成6年1月18日（日本公認会計士協会 会計制度委員会）、平成19年3月30日改正））を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

これによる損益に与える影響はありません。

（追加情報）

当社は、役員の退職により支給する退職慰労金の支払に充てるため、内規に基づく期末要支給額を計上しておりましたが、平成20年6月27日開催の第66回定時株主総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止し、廃止日までの在任期間に対応する退職慰労金については、各役員の退任時に支給することとしております。これに伴い、「役員退職慰労引当金」を全額取崩し、未払いである退職慰労金については「固定負債」の「その他」に含めて表示しております。

II 連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産および担保に係る債務

下記の資産は、長期借入金4,860百万円および短期借入金5,408百万円ならびに営業保証金等の担保に供しております。

現金預金	457百万円
受取手形	2,292百万円
不動産事業支出金	195百万円
建物	2,243百万円
土地	9,852百万円
投資有価証券	835百万円
計	15,877百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 4,448百万円

3. 投資有価証券に含まれる関連会社株式 5百万円

4. 保証債務等

(1) 保証債務

工事履行保証	3,698百万円
手付金保証	21百万円
従業員持家ローン	10百万円
計	3,729百万円

(2) 受取手形割引高 1,571百万円

III 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類および総数

普通株式 34,498,097株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月27日 定時株主総会	普通株式	206	6.00	平成20年3月31日	平成20年6月30日
平成20年6月27日 定時株主総会	第I種 優先株式	30	8.54	平成20年3月31日	平成20年6月30日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の 原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	206	6.00	平成21年3月31日	平成21年6月29日

IV 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 285円30銭

2. 1株当たり当期純利益 51円40銭

貸借対照表

(平成21年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
項 目	金 額	項 目	金 額
流 動 資 産	50,629	流 動 負 債	55,887
現 金 預 金	6,477	支 払 手 形	15,329
受 取 手 形	4,482	工 事 未 払 金	10,451
完成工事未収入金	18,899	1年内償還予定の社債	100
未成工事支出金	18,971	短 期 借 入 金	7,348
不動産事業支出金	426	未 払 法 人 税 等	74
材 料 貯 蔵 品	33	未成工事受入金	20,640
短 期 貸 付 金	99	完成工事補償引当金	148
繰延税金資産	727	工事損失引当金	191
未 収 入 金	546	賞 与 引 当 金	778
そ の 他	599	そ の 他	826
貸倒引当金	△634	固 定 負 債	7,321
固 定 資 産	20,660	社 債	800
有形固定資産	14,126	長 期 借 入 金	4,860
建 物 ・ 構 築 物	3,808	退職給付引当金	625
機 械 ・ 運 搬 具	23	そ の 他	1,036
工 具 器 具 ・ 備 品	71	負 債 合 計	63,209
土 地	10,043	純 資 産 の 部	
リ ー ス 資 産	178	株 主 資 本	8,064
無形固定資産	138	資 本 金	5,061
借 地 権	110	資 本 剩 余 金	1,400
そ の 他	27	資 本 準 備 金	1,400
投資その他の資産	6,396	利 益 剩 余 金	1,628
投資有価証券	2,222	その他利益剰余金	1,628
関係会社株式	2,281	繰越利益剰余金	1,628
長 期 貸 付 金	1,207	自 己 株 式	△25
破産債権、更生債権等	603	評価・換算差額等	15
繰延税金資産	654	その他有価証券	15
そ の 他	289	評 価 差 額 金	15
貸倒引当金	△863	純 資 産 合 計	8,080
資 産 合 計	71,289	負 債 純 資 産 合 計	71,289

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 平成20年4月1日)
(至 平成21年3月31日)

(単位：百万円)

項 目	金	額
売 上 高		
完成工事高	87,957	
不動産事業売上高	959	88,917
売 上 原 価		
完成工事原価	81,821	
不動産事業売上原価	447	82,269
売 上 総 利 益		
完成工事総利益	6,135	
不動産事業総利益	511	6,647
販売費及び一般管理費		4,877
営 業 利 益		1,769
営 業 外 収 益		
受取利息配当金	590	
その他の	15	606
営 業 外 費 用		
支払利息	312	
その他の	149	461
経 常 利 益		1,914
特 別 利 益		
償却債権取立益	28	28
特 別 損 失		
貸倒引当金繰入額	429	
投資有価証券評価損	176	
その他の	10	616
税 引 前 当 期 純 利 益		1,326
法人税、住民税及び事業税	40	
法人税等調整額	△15	25
当 期 純 利 益		1,300

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 平成20年4月1日)
(至 平成21年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金		
平成20年3月31日残高	5,061	1,400	2,487	△23	8,952
事業年度中の変動額					
剰余金の配当			△237		△237
当期純利益			1,300		1,300
自己株式の取得				△1,924	△1,924
自己株式の消却			△1,922	1,922	—
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)					
事業年度中の変動額合計	—	—	△858	△2	△860
平成21年3月31日残高	5,061	1,400	1,628	△25	8,064

	評価・換算差額等 その他有価証券 評価差額金	純資産合計
	平成20年3月31日残高	
事業年度中の変動額		
剰余金の配当		△237
当期純利益		1,300
自己株式の取得		△1,924
自己株式の消却		—
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)	△263	△263
事業年度中の変動額合計	△263	△1,124
平成21年3月31日残高	15	8,080

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準および評価方法

①有価証券

満期保有目的の債券	償却原価法（定額法）
子会社株式および関連会社株式	移動平均法による原価法
その他有価証券	
時価のあるもの	決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）
時価のないもの	移動平均法による原価法

②たな卸資産

未成工事支出金	個別法による原価法
販売用不動産および不動産事業支出金	個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。）
材料貯蔵品	最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。）

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法によっております。なお、耐用年数および残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②完成工事補償引当金

完成工事に係るかし担保の費用に備えるため、過年度の実績に基づき当期の完成工事に対する将来の見積補償額を計上しております。

③工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末手持工事のうち重要な損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積ることができる工事について損失見込額を計上しております。

④賞与引当金

従業員に対し支給する賞与の支払に充てるため、実際支給見込額を基礎として当事業年度に対応する額を計上しております。

⑤退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

⑥投資損失引当金

関係会社への投資に対する損失に備えるため、関係会社株式の実質価額が著しく低下したものについて、その実質価額の低下相当額を計上しております。

なお、貸借対照表上は、関係会社株式から当該引当金を控除して表示しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

①完成工事高の計上基準

完成工事高の計上は、工事完成基準によっておりますが、当社所定の基準に該当する長期大型工事については工事進行基準によっております。

なお、工事進行基準によった完成工事高は2,366百万円であります。

②ヘッジ会計の方法

借入金の金利変動リスクを回避するため金利スワップ取引を行っており、特例処理を採用しております。

③消費税等の会計処理

消費税および地方消費税に相当する額の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

1. 重要な資産の評価基準および評価方法の変更

たな卸資産

従来、販売用不動産および不動産事業支出金は個別法による低価法、材料貯蔵品は最終仕入原価法による原価法によっておりましたが、「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日）が適用されたことに伴い、販売用不動産および不動産事業支出金は個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）、材料貯蔵品は最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

これによる損益に与える影響はありません。

2. リース取引に関する会計基準の適用

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成5年6月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年3月30日改正））および「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成6年1月18日（日本公認会計士協会 会計制度委員会）、平成19年3月30日改正））を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

これによる損益に与える影響はありません。

(追加情報)

当社は、役員の退職により支給する退職慰労金の支払に充てるため、内規に基づく期末要支給額を計上しておりましたが、平成20年6月27日開催の第66回定時株主総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止し、廃止日までの在任期間に対応する退職慰労金については、各役員の退任時に支給することとしております。これに伴い、「役員退職慰労引当金」を全額取崩し、未払いである退職慰労金については「固定負債」の「その他」に含めて表示しております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産および担保に係る債務

下記の資産は、長期借入金4,860百万円および短期借入金5,408百万円ならびに営業保証金等の担保に供しております。

現金預金	102百万円
受取手形	2,292百万円
不動産事業支出金	195百万円
建物	2,243百万円
土地	9,852百万円
投資有価証券	820百万円
計	15,507百万円

(2) 関係会社株式より直接控除した投資損失引当金 100百万円

(3) 有形固定資産の減価償却累計額 3,627百万円

(4) 保証債務等

①保証債務

関係会社の工事履行保証	3,698百万円
手付金保証	21百万円
従業員持家ローン	10百万円
計	3,729百万円

②受取手形割引高 1,571百万円

(5) 関係会社に対する金銭債権および金銭債務

短期金銭債権	705百万円
長期金銭債権	710百万円
短期金銭債務	159百万円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	394百万円
仕入高	444百万円
営業取引以外の取引による取引高	17百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類および株式数

普通株式	98,757株
------	---------

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産		
賞与引当金		316百万円
退職給付引当金		254百万円
貸倒引当金		576百万円
販売用不動産等評価損		456百万円
関係会社株式評価損		924百万円
投資損失引当金		40百万円
工事損失引当金		77百万円
減損損失		1,353百万円
繰越欠損金		1,838百万円
その他		505百万円
繰延税金資産小計		6,345百万円
評価性引当額		△4,953百万円
繰延税金資産合計		1,392百万円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金		△10百万円
繰延税金資産純額		1,382百万円

6. 関連当事者との取引に関する注記

子会社

(単位：百万円)

属性	会社の名称	議決権等の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	項目	期末残高
子会社	中野開発㈱	直接100%	資金の援助	資金の貸付 (注)	△54	短期貸付金 および長期貸付金	715
			役員の兼務	利息の受取 (注)	14	—	—

取引条件および取引条件の決定方針等

(注) 中野開発㈱に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。

なお、担保は受け入れておりません。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	234円89銭
(2) 1株当たり当期純利益	37円81銭

連結計算書類の会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成21年5月12日

株式会社 ナカノフドー建設

取締役会 御中

和泉監査法人

代表社員 公認会計士 松藤雅明 ㊞
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 森英之 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ナカノフドー建設の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ナカノフドー建設及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示していると認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成21年5月12日

株式会社 ナカノフドー建設

取締役会 御中

和泉監査法人

代表社員 公認会計士 松藤雅明 ㊞
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 森 英之 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ナカノフドー建設の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第67期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査役会は、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第67期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、業務監査部、コンプライアンス室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類を閲覧し、本店及び主要な事業所において業務及び財産を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社を担当する取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、また、子会社社長会に出席し、事業の報告を受けました。以上の方針に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人と泉監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人と泉監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成21年5月13日

株式会社ナカノフド一建設 監査役会

常勤監査役	河	野	勝	Ⓔ	
常勤監査役	渡	邊	唯	好	Ⓔ
監査役	杉	本	博	嗣	Ⓔ
監査役	佐	藤	俊	一	Ⓔ

「(注) 監査役河野勝及び監査役佐藤俊一は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります」

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第67期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき、金6円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、206,396,040円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成21年6月29日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」という。）が平成21年1月5日に施行されたことおよび平成16年3月に発行いたしました第I種優先株式560万株につきまして、平成19年7月6日付で200万株、平成20年7月4日付で360万株をそれぞれ取得の上消却したことに伴い、以下のとおり当社定款を変更するものであります。

(1) 決済合理化法附則第6条第1項の定めにより、当社は株券電子化の施行日において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされておりますので、当社現行定款第8条（株券の発行）を削除し、併せて株券に関する文言の削除および修正を行うものであります。

(2) 「株券等の保管及び振替に関する法律」が廃止されたことに伴い、当社定款規定のうち、実質株主および実質株主名簿に関する文言の削除および修正を行うものであります。

- (3) 株券喪失登録簿は、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過する日までこれを作成して備え置くこととされているため、附則に所要の規定を設けるものであります。
- (4) 第I種優先株式を取得の上消却したことに伴い、当社定款規定のうち、第I種優先株式に関する文言の削除を行うものであります。
- (5) その他、必要な規定および文言の加除、修正等所要の変更を行うものであります。
- (6) 上記の変更に伴い、一部条数を繰り上げるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。なお、現行定款中変更のない条文の記載は、省略しております。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条～第5条 (条文省略)</p> <p>第2章 株 式 (発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は<u>160,392,300株とし、このうち154,792,300株は普通株式、5,600,000株は第I種優先株式とする。</u></p> <p>(単元株式数)</p> <p>第7条 当社の普通株式および<u>第I種優先株式の</u>単元株式数は500株とする。</p> <p>(株券の発行)</p> <p>第8条 当社は株式に係る株券を発行する。 2. <u>前項の規定にかかわらず、当社は単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</u></p>	<p>第1条～第5条 (現行どおり)</p> <p>第2章 株 式 (発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は154,792,300株とする。</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第7条 当社の単元株式数は500株とする。</p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第9条 (条文省略)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 (条文省略)</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. 当会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、株券喪失登録簿および新株予約権原簿は株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、<u>単元未満株式の買取り</u>、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取り扱わせ、当会社においては取り扱わない。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第11条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>(基準日)</p> <p>第12条 当会社は毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2. (条文省略)</p>	<p>第8条 (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿は株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取り扱わせ、当会社においては取り扱わない。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第10条 当会社の株主権行使の<u>手続き</u>その他株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>(基準日)</p> <p>第11条 当会社は毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2. (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p data-bbox="184 182 433 207">第2章の2 優先株式</p> <p data-bbox="120 215 337 241">(第I種優先配当金)</p> <p data-bbox="120 248 498 274">第12条の2 当社は、第36条に</p> <p data-bbox="164 282 498 1040">定める<u>期末配当金を支払うときは、毎事業年度の最終の株主名簿に記載または記録された第I種優先株式を有する株主（以下「第I種優先株主」という。）または第I種優先株式の登録株式質権者（以下「第I種優先登録株式質権者」という。）</u>に対し、毎事業年度の最終の株主名簿に記載または記録された普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、第I種優先株式1株につき年50円を上限として、第I種優先株式の発行に際して取締役会の決議で定める額の期末配当金（以下「第I種優先配当金」という。）を支払う。</p> <p data-bbox="142 1048 498 1285">2. ある事業年度において第I種優先株主または第I種優先登録株式質権者に対して支払う期末配当金の額が第I種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。</p> <p data-bbox="142 1293 498 1424">3. 第I種優先株主または第I種優先登録株式質権者に対しては、第I種優先配当金を超えて配当を行わない。</p>	<p data-bbox="679 182 772 207">(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(第Ⅰ種優先株主に対する残余財産の分配)</p> <p>第12条の3 当会社の残余財産を分配するときは、第Ⅰ種優先株主または第Ⅰ種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第Ⅰ種優先株式1株につき500円を支払う。</p> <p>2. 第Ⅰ種優先株主または第Ⅰ種優先登録株式質権者に対しては、前項のほか、残余財産の分配を行わない。</p> <p>(第Ⅰ種優先株主の取得請求権)</p> <p>第12条の4 第Ⅰ種優先株主は、平成23年4月1日以降、毎年7月1日から7月31日までの期間（以下「取得請求可能期間」という。）において、毎事業年度に、前事業年度における分配可能額の2分の1に相当する金額を上限として、第Ⅰ種優先株式の全部または一部を1株につき500円にて取得するように請求することができ、当会社は、法令の定めにしたがって、分配可能額の範囲内において、取得手続を行うものとする。</p> <p>(第Ⅰ種優先株式の取得条項)</p> <p>第12条の5 当会社は、平成23年4月1日以降いつでも第Ⅰ種優先株主または第Ⅰ種優先登録株式質権者の意思にかかわらず、第Ⅰ種優先株式の全部または一部を取得することができる。取得価額は、1株につき500円に第Ⅰ種優先配当金の額を取得日の属する事業年度の初日から取得の日までの日数で日割り計算した額（円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。）とする。</p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p>(第 I 種優先株式の議決権) <u>第12条の6 第 I 種優先株主は、法令に定める場合を除き、株主総会において議決権を有しない。</u></p> <p>(第 I 種優先株式の併合または分割、新株引受権等) <u>第12条の7 当社は、法令に定める場合を除き、第 I 種優先株式について、株式の併合または分割を行わない。また、当社は、第 I 種優先株主または第 I 種優先登録株式質権者に対し、新株引受権または新株予約権もしくは新株予約権付社債の引受権を与えない。</u></p> <p>(第 I 種優先株式の普通株式の交付と引換えにする取得請求権) <u>第12条の8 第 I 種優先株主は、第 I 種優先株式の発行に際して取締役会の決議で定める取得を請求し得べき期間中、当該決議で定める条件にて、第 I 種優先株式を普通株式の交付と引換えに当会社に取得させることができる。</u></p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p>(第I種優先株式の一斉取得条項)</p> <p><u>第12条の9 取得を請求し得べき期間中に取得請求のなかった第I種優先株式は、同期間の末日の翌日（以下「一斉取得日」という。）をもって、第I種優先株式1株の払込金相当額を一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。以下「一斉取得価額」という。）で除して得られる数の普通株式となる。ただし、一斉取得価額の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。この場合、一斉取得価額が、第I種優先株式発行に際して取締役会の決議で定める下限取得価額を下回る場合には当該下限取得価額をもって、また、当該取締役会の決議で定める上限取得価額を上回る場合には当該上限取得価額をもって、一斉取得価額とする。</u></p> <p><u>上記の普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、会社法に定める株式併合の場合に準じてこれを扱う。</u></p> <p>(優先順位)</p> <p><u>第12条の10 当会社の発行する各種の種類株式の優先配当金および残余財産の分配の支払順位は、同順位とする。</u></p> <p>第13条～第17条 （条文省略）</p>	<p>第12条～第16条 （現行どおり）</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(種類株主総会)</p> <p><u>第18条 第14条、第16条および第17条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</u></p> <p>第19条～第36条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(削 除)</p> <p>第17条～第34条 (現行どおり)</p> <p>附 則</p> <p><u>第1条 当会社の株券喪失登録簿の作成および備え置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に取り扱わせ、当会社においては取り扱わない。</u></p> <p><u>第2条 当会社の株券喪失登録簿への記載または記録は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p><u>第3条 本附則第1条乃至本条は、平成22年1月6日をもってこれを削除する。</u></p>

第3号議案 取締役3名選任の件

本総会終結の時をもって取締役大島義和、橋本武典、浅井 晶、溝口五郎の4氏が任期満了となります。つきましては、取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、他の法人等の代表状況、当社における地位および担当	候補者の有する当社の株式数
1	大島 義和 昭和15年9月24日生	昭和38年4月 当社入社 昭和38年6月 当社常務取締役 昭和49年6月 当社取締役副社長 昭和50年6月 当社監査役 昭和59年6月 当社社主 平成5年6月 当社取締役相談役 平成6年4月 当社代表取締役社長 平成16年4月 当社取締役名誉会長 現在に至る <他の法人等の代表状況> 財団法人大島育英会理事長 東京都建設業厚生年金基金理事長	普通株式 3,072,555株
2	橋本 武典 昭和17年6月20日生	昭和41年4月 当社入社 平成9年5月 当社東京支店営業第二部長 平成14年5月 当社執行役員東京支店営業第二部長 平成16年4月 当社執行役員東京支店副支社長 平成17年4月 当社常務執行役員東京支社長 平成17年6月 当社常務執行役員取締役東京支社長 平成18年4月 当社代表取締役社長 現在に至る	普通株式 53,550株

候補者 番号	氏 名 生 年 月 日	略歴、他の法人等の代表状 況、当社における地位および 担当	候補者の有す る 当 社 の 株 式 数
3	浅 井 晶 昭和25年 3月11日生	昭和47年 4月 当社入社 平成 9年10月 当社東京西支店営業第 二部長兼相模原営業所 長 平成11年 1月 当社東京西支社副支社 長兼東京西支社営業第 二部長 平成14年 5月 当社執行役員東京支社 副支社長兼東京支社営 業第一部長 平成16年 4月 当社執行役員東京支社 営業第一部長 平成17年 4月 当社執行役員東京支社 副支社長 平成17年 6月 当社執行役員取締役東 京支社副支社長 平成18年 4月 当社常務執行役員取締 役東京支社長 平成19年 4月 当社専務執行役員取締 役国内建設事業本部長 兼東京本店長 平成19年10月 当社専務執行役員取締 役国内建設事業本部長 兼東京本店長 (総務部担当) 平成20年 4月 当社専務執行役員取締 役国内建設事業本部長 (総務部担当) 平成21年 4月 当社取締役 副社長執 行役員国内建設事業本 部長 現在に至る	普通株式 36,500株

(注) 各候補者と会社との間に特別の利害関係はありません。

第4号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって監査役河野 勝、佐藤俊一の両氏が任期満了となります。つきましては、監査役2名の選任をお願いしたいと存じます。

監査役候補者は、次のとおりであり、本議案の提出につきましては、予め監査役会の同意を得ております。

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、他の法人等の代表状況、当社における地位および担当	候補者の有する当社の株式数
1	河野 勝 昭和20年1月13日生	平成2年10月 三菱信託銀行株式会社柏支店長 平成4年6月 同社法人業務管理部長 平成6年4月 同社横浜駅西口支店長 平成8年6月 同社検査部長 平成11年2月 同社賛事 平成11年6月 当社常勤監査役 現在に至る	普通株式 31,500株
2	佐藤 俊一 昭和16年2月10日生	昭和39年4月 外務省入省 昭和62年4月 フランス大使館公使 平成3年2月 モントリオール総領事館総領事 平成7年7月 外務省中南米局長 平成9年8月 駐ポーランド特命全権日本国大使 平成12年4月 駐ベルギー特命全権日本国大使 平成15年2月 外務省退官 平成16年6月 パイオニア株式会社取締役 平成17年6月 当社監査役 現在に至る	普通株式 8,000株

- (注) 1. 各監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 河野 勝氏および佐藤俊一氏は社外監査役候補者であります。
3. 河野 勝氏は、当社の社外監査役を長年にわたり務め、当社の事業内容等に精通しており、また、金融業界での経験と幅広い知識を有していることから、経営全般の監視・監督を行っていただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社社外監査役の在任期間は、本総会終結の時をもって10年であります。
4. 佐藤俊一氏は、外務省における長年の経験と経営者としての幅広い知見を有しており、経営全般の監視と有効な助言を期待し、社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社社外監査役の在任期間は、本総会終結の時をもって4年であります。

5. 当社は、河野 勝、佐藤俊一の両氏の在任中、過年度（平成16年度）の独占禁止法違反事件に起因して、平成19年6月に独占禁止法に基づく排除措置命令を受け、同年9月に建設業法に基づく営業停止命令を受けました。

河野 勝氏は、日頃から取締役会において法令遵守の視点に立って提言を行い、注意を喚起しておりましたが、同事件が発生するに至りました。同氏は事件発生後、再発防止計画の策定および当該計画の実施状況を監視・検証すること等を通じて再発防止に向けた取組みを展開しております。

佐藤俊一氏は、同事件発生時には在任しておりませんでした。同事件発生後は、再発防止計画の策定および当該計画の実施状況を監視・検証すること等を通じて再発防止に向けた取組みを展開しております。

6. 当社は、社外監査役として有能な人材を迎えることができるよう、社外監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款で定めており、社外監査役候補者河野 勝氏および佐藤俊一氏は、当社との間で責任限定契約を締結する予定であります。

その契約内容の概要は次のとおりであります。

- ・社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第427条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

以 上

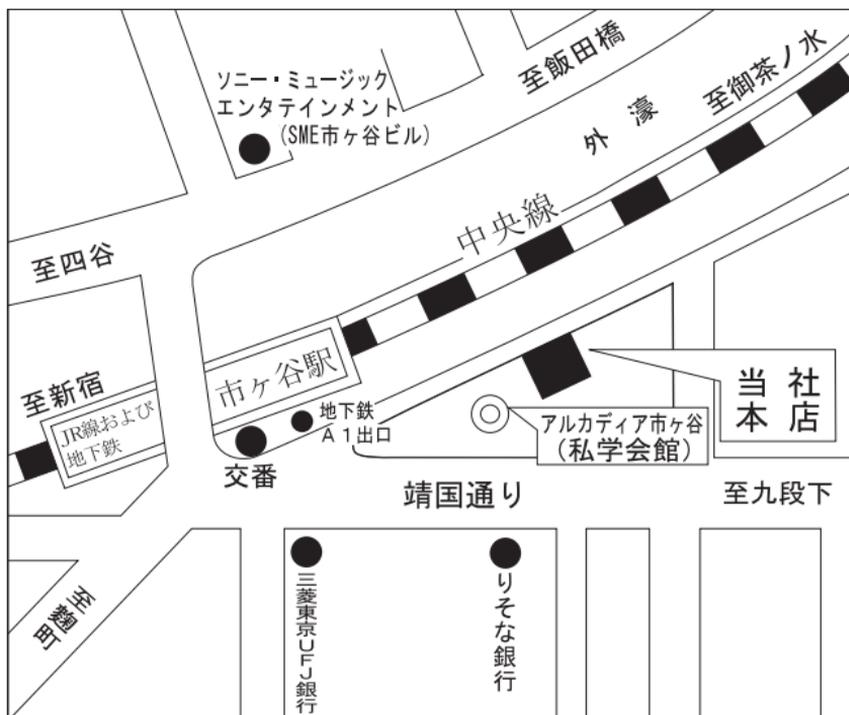
〈メモ欄〉

A series of horizontal dashed lines for writing notes.

株主総会・株主懇談会会場ご案内図

株主総会 東京都千代田区九段北四丁目2番28号
当社本店7階会議室
電話 (03) 3265-4661 (代表)

株主懇談会 東京都千代田区九段北四丁目2番25号
アルカディア市ヶ谷 (私学会館)



東京メトロ有楽町線・南北線、都営新宿線
市ヶ谷駅A1出口より徒歩3分

※本紙は再生紙を使用しております。